

2020年11月6日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面（4）

申立人（以下「組合」という。）は、下記のとおり主張する。

第1 本件争点案について

本年10月12日付け府労委が示した争点案について異存はない。

第2 被申立人準備書面3への反論

1. 事実関係について

組合は準備書面（3）で各団交における被申立人（以下「近大」という。）の回答をつぶさに記述した。しかし、近大は「回答を行っていない」というのみで、事実を明らかにしない。例えば、第2の2（2）①及び②について（8頁）では「回答を踏まえて協議を行っており」、同（3）2について（8頁）では「申立人から質問を受ける形でやり取りを行っていた」と記述するが、その協議あるいはやり取りの内容については明らかにしようとはしない。

近大の団交出席者の多くは各団交においてメモをとっていたのであるから、組合同様にそのメモを書証として提出するべきであろう。例えば、第2の3において「甲第26号証と甲第28号証は、・・・申立人自身の意見を記載したもので、客観的事実に反する」と記述するが、その客観的事実については語ろうとしない。近大がいう客観的事実を提示しないのであれば、組合が提出したメモあるいは報告（甲第25号証乃至甲第30号証）に記載された内容を事実として認定するほかない。

2. 主張について

（1）就業規則の解釈

近大は、2019年12月19日の本件団交において組合が「非常勤講師の就業に関する規程」6条2項について質問したことに対して答えられなかったのは、「事前の要求事項に挙げられていない事項が出た場合、被申立人が必要な確認を行った後に回答することは当然で」と主張する（第2の1（1）⑦、4頁）。国会における政府

答弁でもあるまいに、事前に知らされた事項だけに答えるというのでは、団交が空転することになり、誠実団交義務を果たしたことにはならない。ましてや、組合が一貫して主張するように、「非常勤講師の就業に関する規程」は近大が作成したものであるから、近大を代表して団交に出席している担当者は答えられて当然なのである。必要な確認を行った後で答えるということは、団交担当者に団交権限がないことを暴露するものである。

## (2) 支配介入の誤解

近大は、●●●●●組合員の定年後の再雇用について検討するとの回答を行っていないとの主張を根拠づけるために、「被申立人は、もし、申立人の組合員のみを優遇して取り扱えば、逆に申立人に対する支配介入にあたるおそれがあると認識しており、労働組合の組合員のみを定年後も再雇用するような解決案を提示する約束などしていない」と述べる（第2の3、9頁）。

支配介入の態様はさまざまであり、確かに一方組合（員）を優遇することは支配介入ではあるが、それは他方組合に対する支配介入を意味する。一方組合（員）を優遇することが一方組合への支配介入に当たるという近大の認識は支配介入の意味をはき違えている。

本件に即して考えるならば、●●●●●組合員を定年後再雇用しながら、別組合の組合員は再雇用しないとなれば、支配介入が成立する可能性がある。この場合は、別組合も組合員の定年後再雇用を要求していることが前提である。本件において、別組合が定年後再雇用を要求しているとの疎明がないし、本件団交においてもそのような主張は行われなかった。理論的には、別組合が定年年齢の引き下げを要求することもあり得るのであるから、定年延長あるいは廃止さらには定年後再雇用という組合の要求を受け入れることが別組合への支配介入となるものではない。

近大は支配介入についての法的認識を誤っており、かつ組合の要求を受け入れないための口実にするという二重の誤りを犯していると言わざるを得ない。近大の主張には、団結権の否認が見え隠れする。

以 上